

## 名古屋地方裁判所委員会（第12回）議事概要

### 1 日時

平成21年7月10日(金)午後1時30分から午後4時40分まで

### 2 場所

名古屋簡易裁判所別館3階会議室

### 3 出席者

(委員) 浅野鉄也, 有賀克明, 小林勝彦, 近藤靖彦, 齋藤眞澄,  
齋藤立子, 尋木佐一, 鶴田欣也, 松永成勝, 横井 豊,  
相羽洋一, 飯倉立也, 野田武明(委員長), 近藤宏子

(オブザーバ) 三品陽子 (名古屋簡易裁判所司法委員)

(説明者) 伊藤 納(刑事部裁判官), 小川達夫(刑事首席書記官),  
熊田士朗(名古屋簡裁裁判官), 飯田篤治(名古屋簡裁裁判官),  
関 衛(民事首席書記官),  
林 功二(名古屋簡裁首席書記官),  
岩城雅人(名古屋簡裁訟廷管理官)

(事務担当者) 若山正隆(事務局長), 可知 宏(総務課長),  
南出良仁(総務課課長補佐)

### 4 協議テーマ

身近な裁判所—簡易裁判所の民事手続, 特に少額訴訟を中心として—

### 5 議事

(1) 裁判員裁判事件状況説明

(2) 簡易裁判所民事手続説明

簡易裁判所の民事手続全般について概要を説明した後, 少額訴訟について,  
手続説明用ビデオを視聴した上, 運用上の問題点等を説明した。

(3) 施設見学

名古屋家裁・簡裁合同庁舎1階簡裁民事受付, 同庁舎3階簡裁民事書記官

室及び304号ラウンドテーブル法廷を見学した。

(4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(別 紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者等)

- 簡易裁判所の民事手続及び本日御覧いただいた施設等につき，御意見，御感想をお聞かせいただきたい。
- 多重債務の事件が増えているとのことだが，少額訴訟で処理されているのか。
- △ 過払金返還請求訴訟が増加しており，少額訴訟として申し立てられることもあるが，被告である金融業者は，争う旨の答弁書を提出して第1回口頭弁論期日に出頭しないことが多いため，少額訴訟には馴染まない。
- 交通事故の少額訴訟が多いとのことだが，保険会社同士で話がつくのではないか。
- △ 保険に加入していたとしても，事故態様，過失割合等について言い分が食い違うために保険会社同士で解決できず，裁判となることもある。
- 初めて簡易裁判所の実情を知り，簡便な手続であると感じた。交通事故であっても，本人が裁判を行うことがあるとのことだが，少額訴訟であれば，時間も費用も，それほどかからないということが分かった。このような納得性の高い手続を利用できることについて，一般の方にあまり知られていないことが問題であると感じる。

なお，被告が出廷しないことも多いとのことだが，出廷しなくても不利益にならないのか。

また，国民の司法参加の一環として司法委員制度があるとのことだが，裁判所OBや専門家以外の委員もいるのか。
- 争う旨の答弁書が提出されれば，証拠調べを行うこととなるが，答弁書を提出せずに出頭しないと，原告の言い分を認めたとして欠席判

決がなされることとなる。

- △ 司法委員は、ベテランの調停委員から任命することもあれば、教師経験者、アジャスター等からも任命している。様々な方から推薦を受け、面接を経た上で、適任の方を任命しているところである。
- △ 私自身、調停委員を兼務しているが、以前、学校に勤めていた経験もある。最近では、調停委員についても、主婦等も多く任命されている。  
なお、司法委員は、少額訴訟だけでなく、通常訴訟にも立ち会っている。事前に指定された記録を読み、裁判官と協議をした上で、裁判に立ち会い、和解手続にも関与している。
- 暴行を受けた場合の慰謝料や治療費についても、少額訴訟を利用できるか。
- 利用していただけるが、暴行等の対立が厳しい事案の場合は、法廷で証人尋問を行って事実を確定させないと、結論を納得していただくことは難しいため、少額訴訟より通常訴訟の方が相当ではないかと思う。通常訴訟であっても、それほど時間がかかるわけではない。
- 消費生活センターや労働基準監督署等の関係機関と意見交換し、連携を強化することは良いことだと思う。  
消費生活センターには、敷金返還について多数の相談が寄せられるが、同センターでは解決できない場合に、少額訴訟という法的紛争解決手段があることはありがたい。
- 関係機関に対し、少額訴訟等の簡易裁判所の各民事手続におけるメリット及びデメリットを理解していただき、適切に手続選別していただくための連携強化が必要になる。
- 申立書等の書式について、定型的な訴状等の書式は、最高裁判所のウェブサイトダウンロードすることができるとのことだが、一般の方は「名古屋地裁」で検索するので、名古屋地裁のウェブサイト書式をダウンロードできるようにすべきである。

- 一般市民は、裁判所は敷居が高いという意識を持っており、問題を抱えていても、裁判所へ行こうと思う人は多くはない。利用者が増えた場合にキャパシティーの面で問題はあるとは思いますが、ウェブサイトの在り方等を含め、裁判所の広報について改善を検討する必要があるのではないか。
- 改善点を検討したい。名古屋簡裁独自の書式をネット上で公開して利用していただくのが良いか、それとも窓口で説明しながら書いていただくべきか、という観点からも検討が必要である。
- 訴状等には個人的な情報も含まれていると思うが、傍聴されることで、それが公になることもあるのか。
- 民事訴訟は、公開の法廷で適正な手続であることを担保する必要があるところ、少額訴訟も民事訴訟であるので、公開の法廷での傍聴が可能である。ただし、調停は一般の方には公開していない。
- 紛争当事者同士が、裁判所内でもめ事を起こすことはないのか。
- △ 感情対立の厳しい事件については、裁判所において情報を収集し、法廷の場所や職員の立会について配慮するなどしている。